

16.3.8 障害のある子どもの被害に係る臨床所見

続いて、被害児童に見られる各種所見に関する集計結果を整理する。障害のある子どもの被害事例と、各種障害への該当報告がなかった事例における該当報告率と該当件数を算出した。

「無症状」、あるいは「医学所見」に関する集計の結果を図 16.25 に示す。集計の結果、性被害を受けた障害のある子どもの場合、「無症状」への該当報告率が低い傾向が観察された。すなわち、「何らかの課題所見がある」と解釈される。

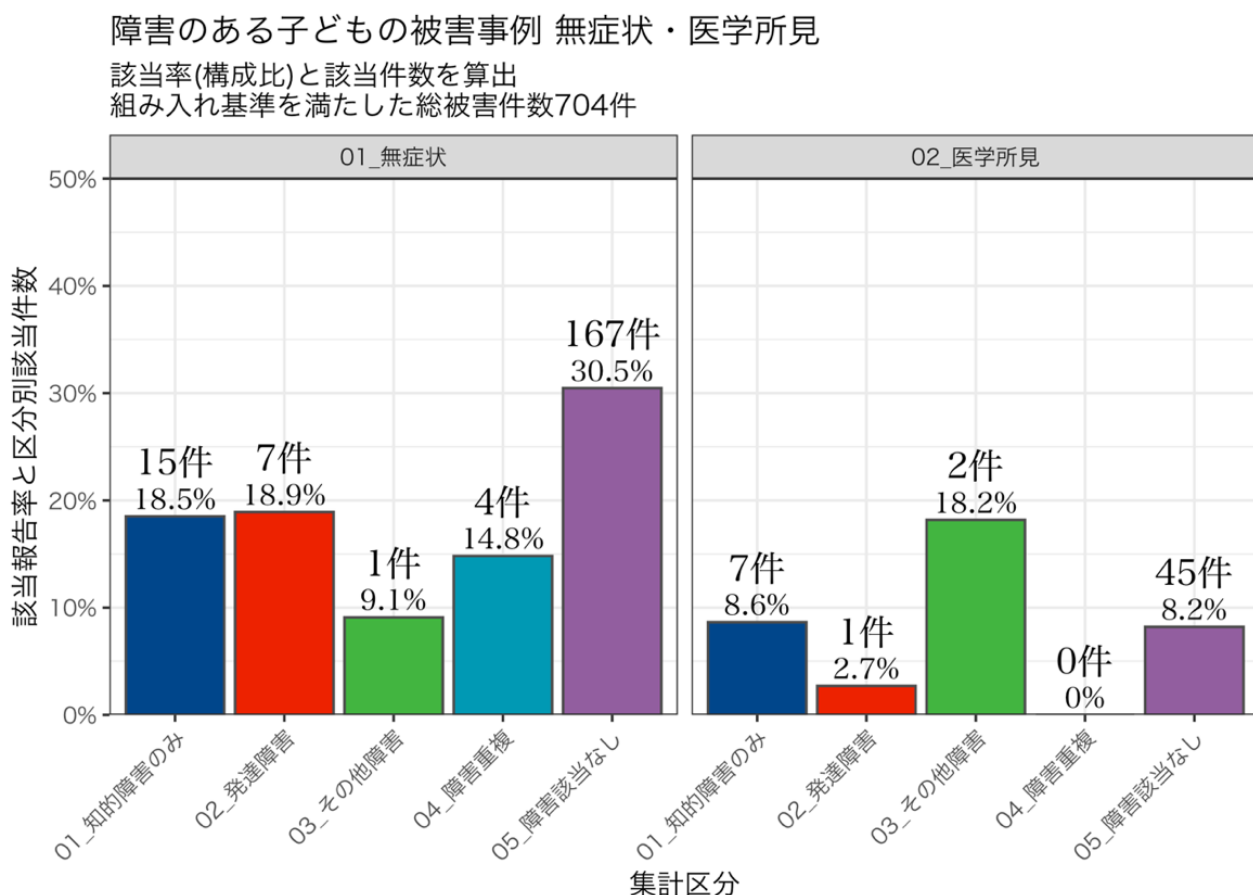


図 16.25 障害のある子どもの被害事例：「無症状」と医学所見

身体所見に関しては、被害児童の障害の有無にかかわらず、全般的に該当率が低い(図 16.26)。相対的に該当報告率の高い、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」に関しては、障害のある被害児童の場合にやや該当率が低い様子が見受けられた。

障害のある子どもの被害事例 身体所見

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

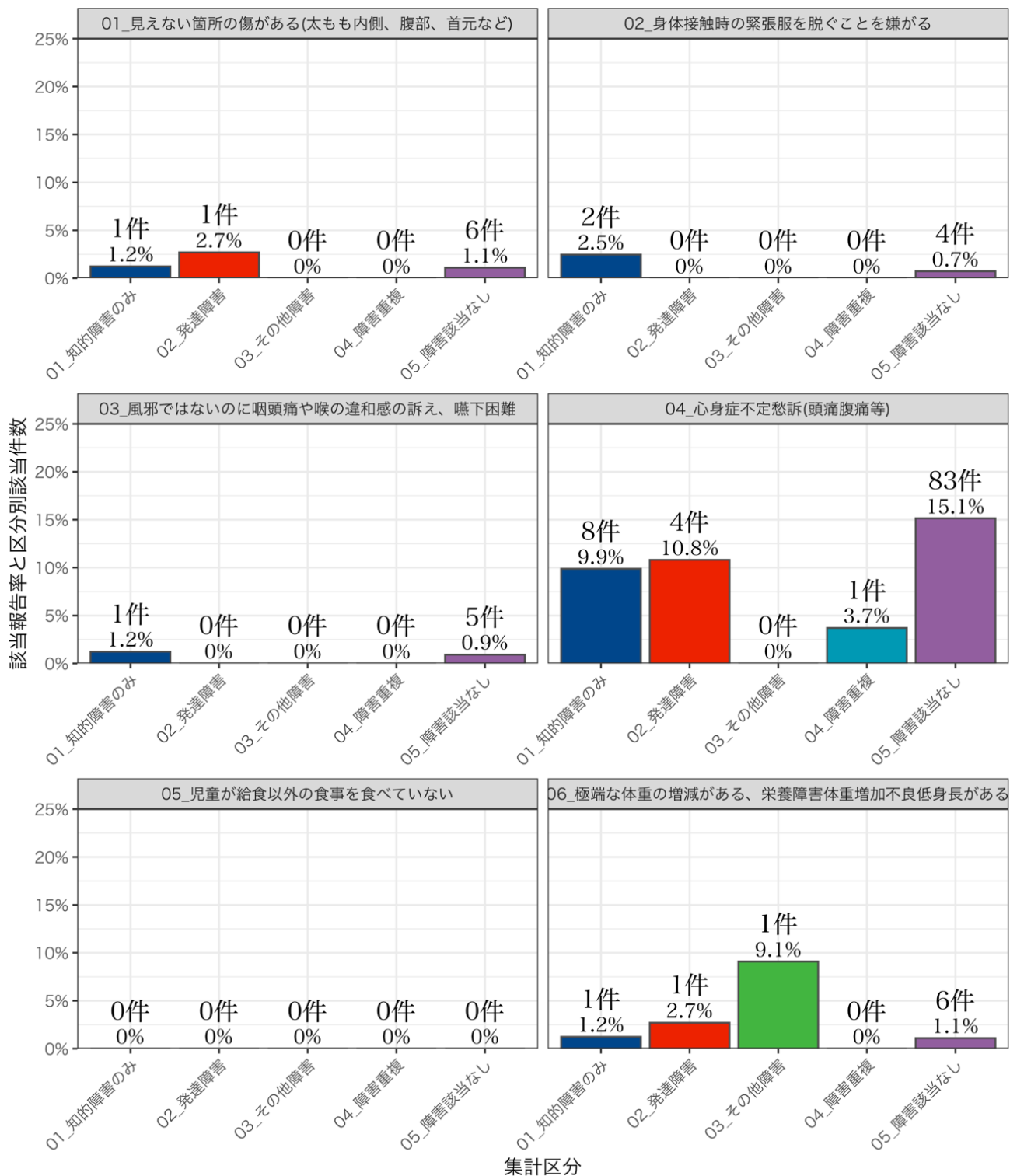


図 16.26 障害のある子どもの被害事例: 身体所見

対人関係・愛着に関する所見では、被害児童の障害の有無で該当率に特徴的な違いが見受けられた。結果を図 16.27 に示す。具体的には、「子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある」場合が、知的障害、または発達障害のある被害児童において該当率がやや高かった。

また、「子どもに情緒的問題がある」、「対人距離に関する課題がある」、「愛着課題を抱えている」といった項目への該当率が、発達障害への該当や重複した複数の障害に該当する場合に高い傾向が見受けられた。当該結果に関しては、性被害を受けた影響に由来する部分も想定されるが、各種障害そのものの特徴を反映したものであるとも考えられる。

また、保育園や幼稚園、学校、社会的養護関係施設等での集団生活場面で観察される所見についても、「性被害の影響」と「子どもの特性に起因するもの」の両方が想定されうる所見が得られている(図 16.28)。

障害のある子どもの被害事例 対人関係・愛着所見

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

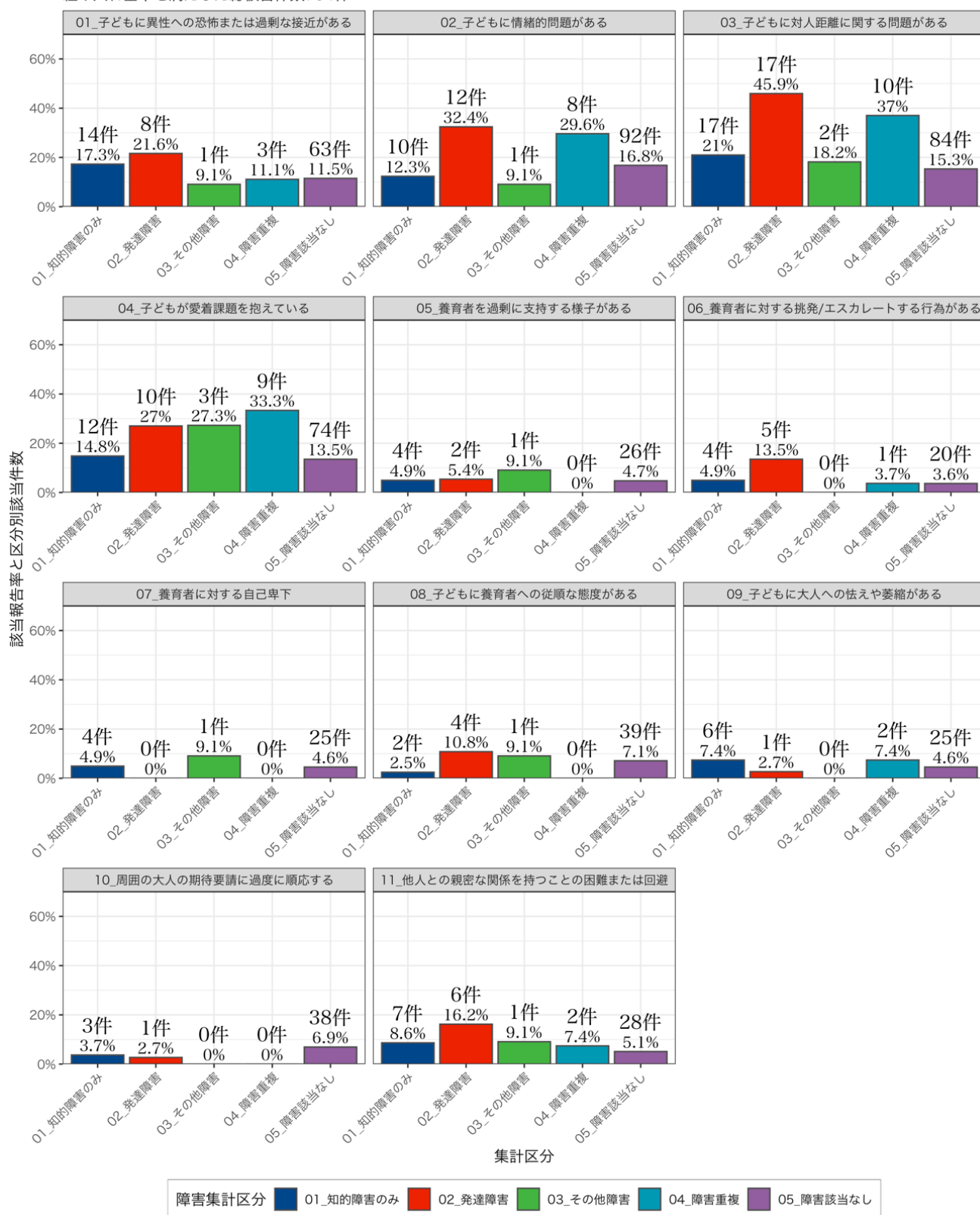


図 16.27 障害のある子どもの被害事例: 対人関係・愛着

障害のある子どもの被害事例 学校・園・施設等での所見

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

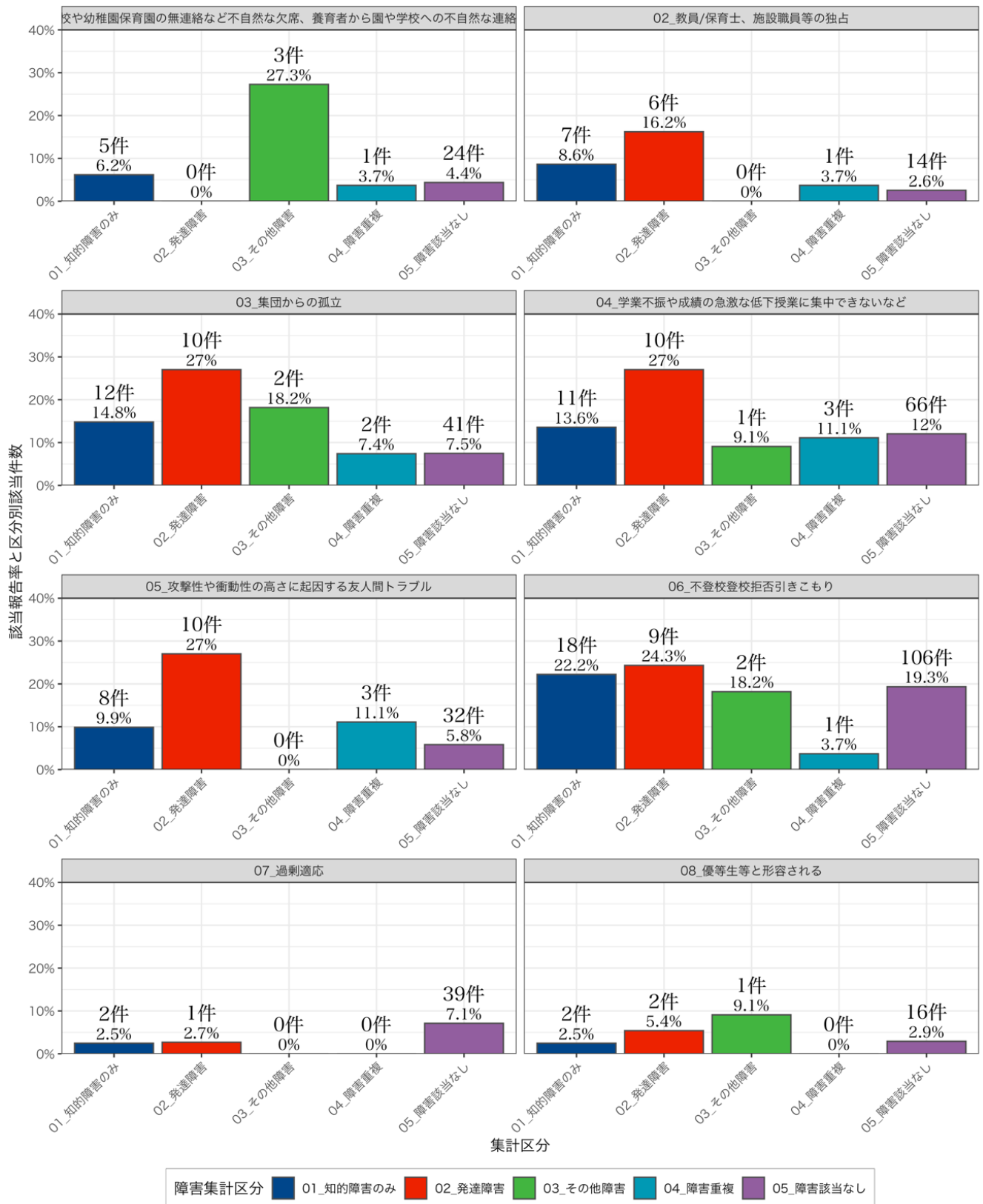


図 16.28 障害のある子どもの被害事例

学校・保育園/幼稚園・社会的養護関係施設等での観察所見

関係者への訴えや秘密の要請に関しては、被害児童における障害の有無で明確な違いは認められなかった。「その他の障害」区分における「保護希求」への該当率については、当該区分に含まれる障害種別や例数の少なさから、明確な結論を得るに困難がある。

障害のある子どもの被害事例 関係者等への訴え

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

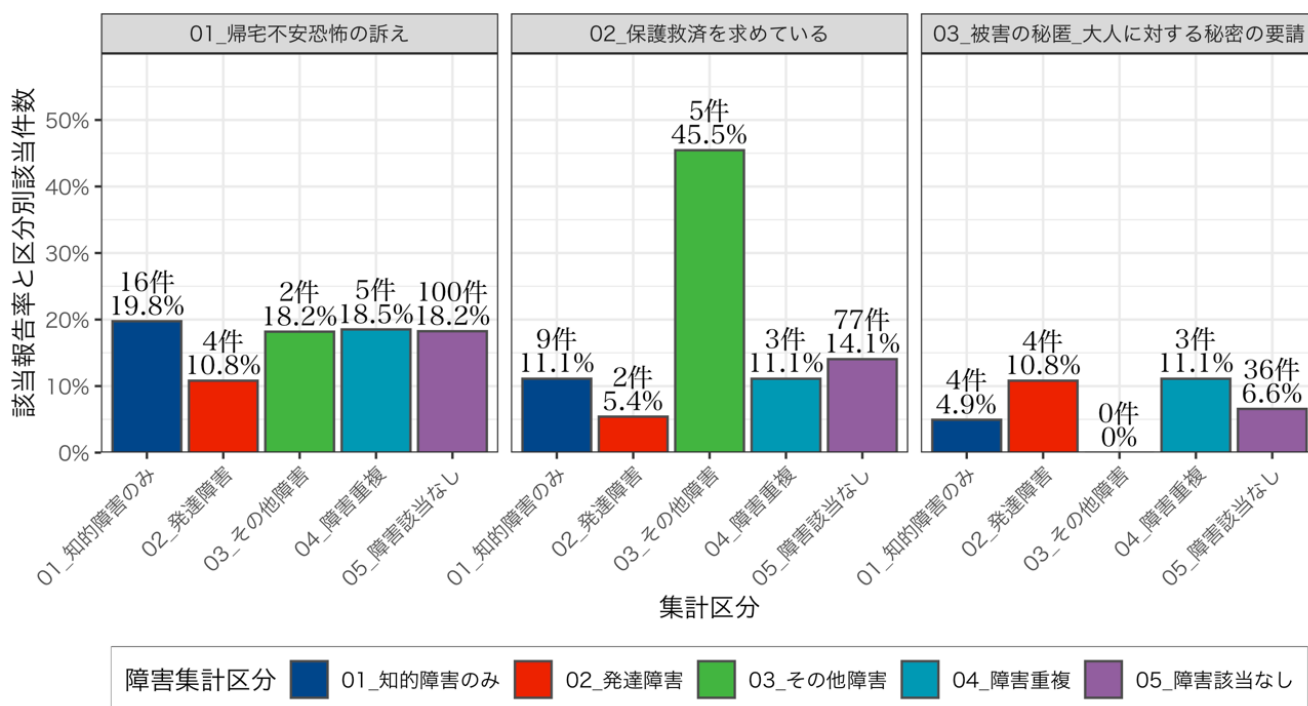


図 16.29 障害のある子どもの被害事例: 関係者への訴え

心理・トラウマ関連症状に関する所見では、知的障害のある被害児童で「無力感」の該当率がやや低いことや、発達障害のある被害児童で「解離・解離様症状」への該当率が、やや高い傾向が観察された(図 16.30)。なお、障害の有無にかかわらず、該当する所見が多岐にわたっていることも特筆すべき点であるだろう。

障害のある子どもの被害事例 心理・トラウマ関連症状

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

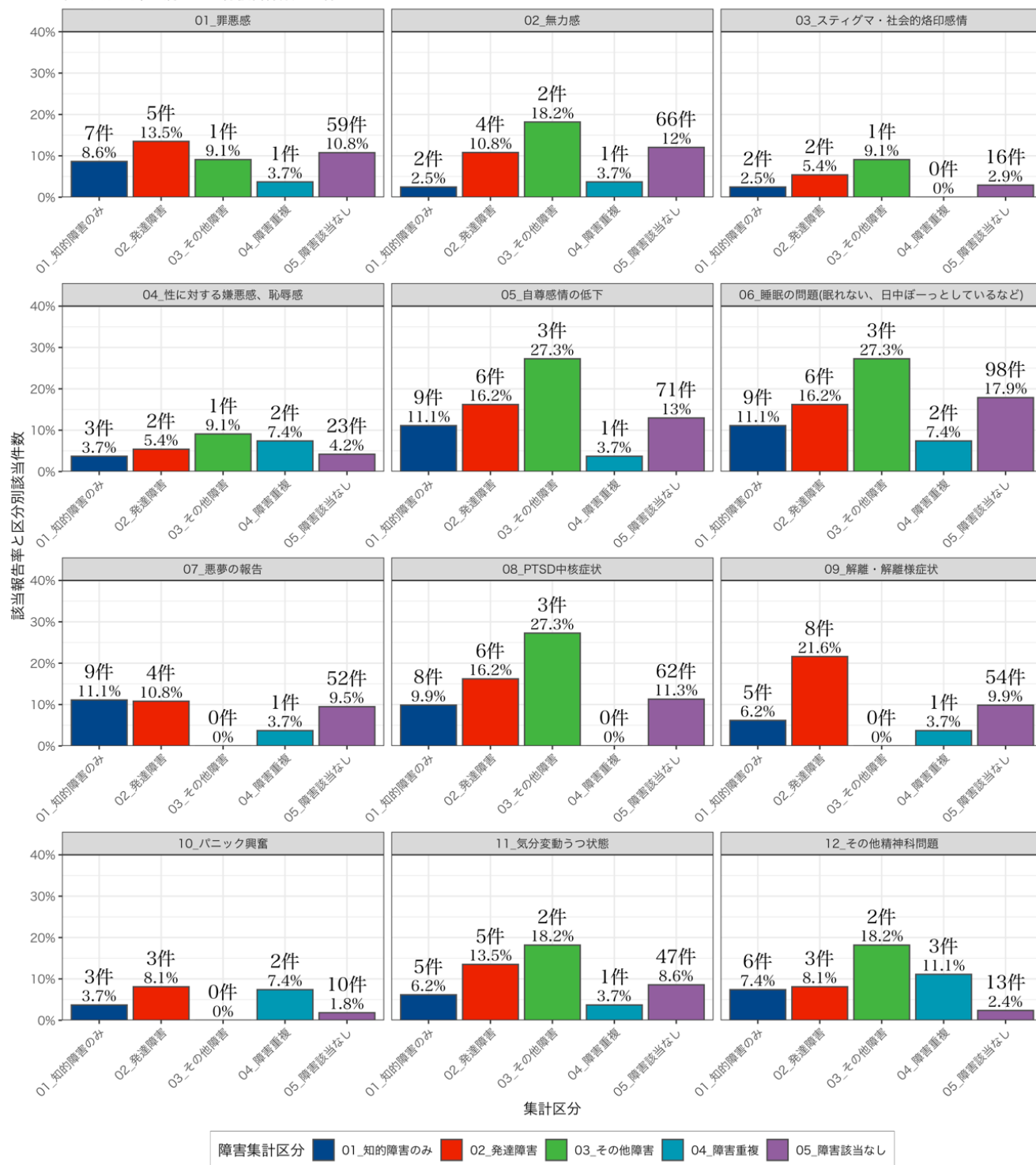


図 16.30 障害のある子どもの被害事例 ： 心理・トラウマ関連症状

被害児童の行動上の問題に関しては、特に発達障害において、いくつかの非行種別への該当や、性化行動への該当報告率が高い傾向にあった(図 16.31)。「自傷行為や自殺企図」、「嘘や虚言、ファンタジー」については、障害の有無を問わず、すべての区分で該当が報告されている。

障害のある子どもの被害事例 行動所見

該当率(構成比)と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件



図 16.31 障害のある子どもの被害事例 ： 行動所見

16.3.9 被害発覚の経緯と開示関係情報

被害の発覚経緯や開示等、被害の発見に係る情報を整理する。発覚の経緯に関しては、知的障害や発達障害への該当のある事例において、障害への該当報告がない事例よりも、「子ども本人からの開示」の該当率が高い傾向が見受けられた。結果を図 16.32 に示す。

通告につながった子どもの開示相手、または発見者に関する集計では、知的障害のある子どもの被害事例において、「担任教諭」の該当報告率が高く、知的障害または発達障害のある子どもの被害事例での「母親」の該当報告率が低い傾向が見受けられた(図 16.33)。また、開示のあった事例において、開示の背景要因と想定される項目については、知的障害または発達障害のある子どもの被害事例において、「被開示者への信頼」の該当率が高い傾向にあった(図 16.34)。

障害のある子どもの被害事例 発覚の経緯

複数選択式により区分別での該当率と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

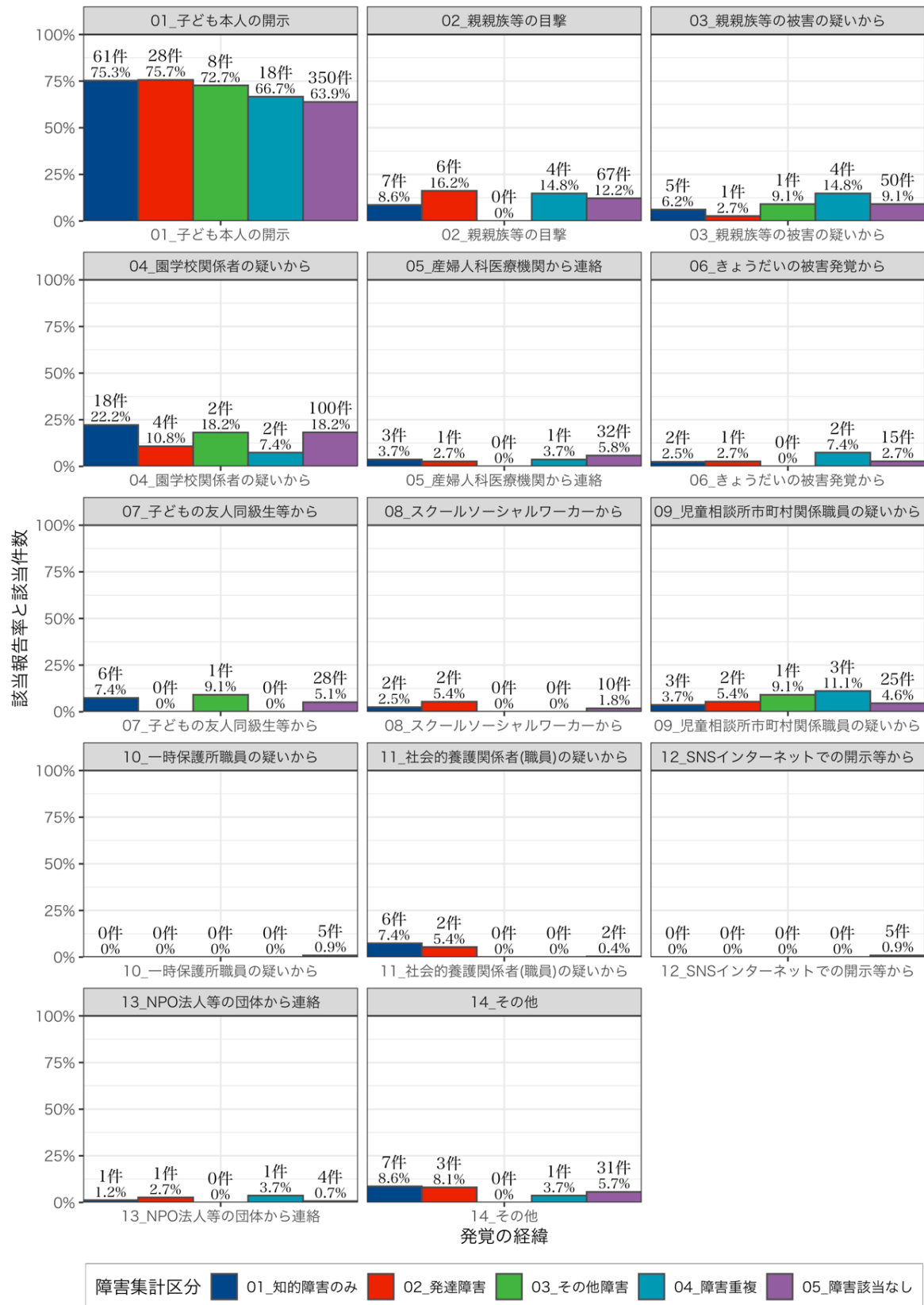


図 16.32 障害のある子どもの被害事例：被害発覚の経緯

障害のある子どもの被害事例 通告に繋がった開示相手・発見者

複数選択式により区分別での該当率と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件



図 16.33 障害のある子どもの被害事例：通告につながった開示相手・発見者

障害のある子どもの被害事例
開示の契機・想定される背景要因

複数選択式により区分別での該当率と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件

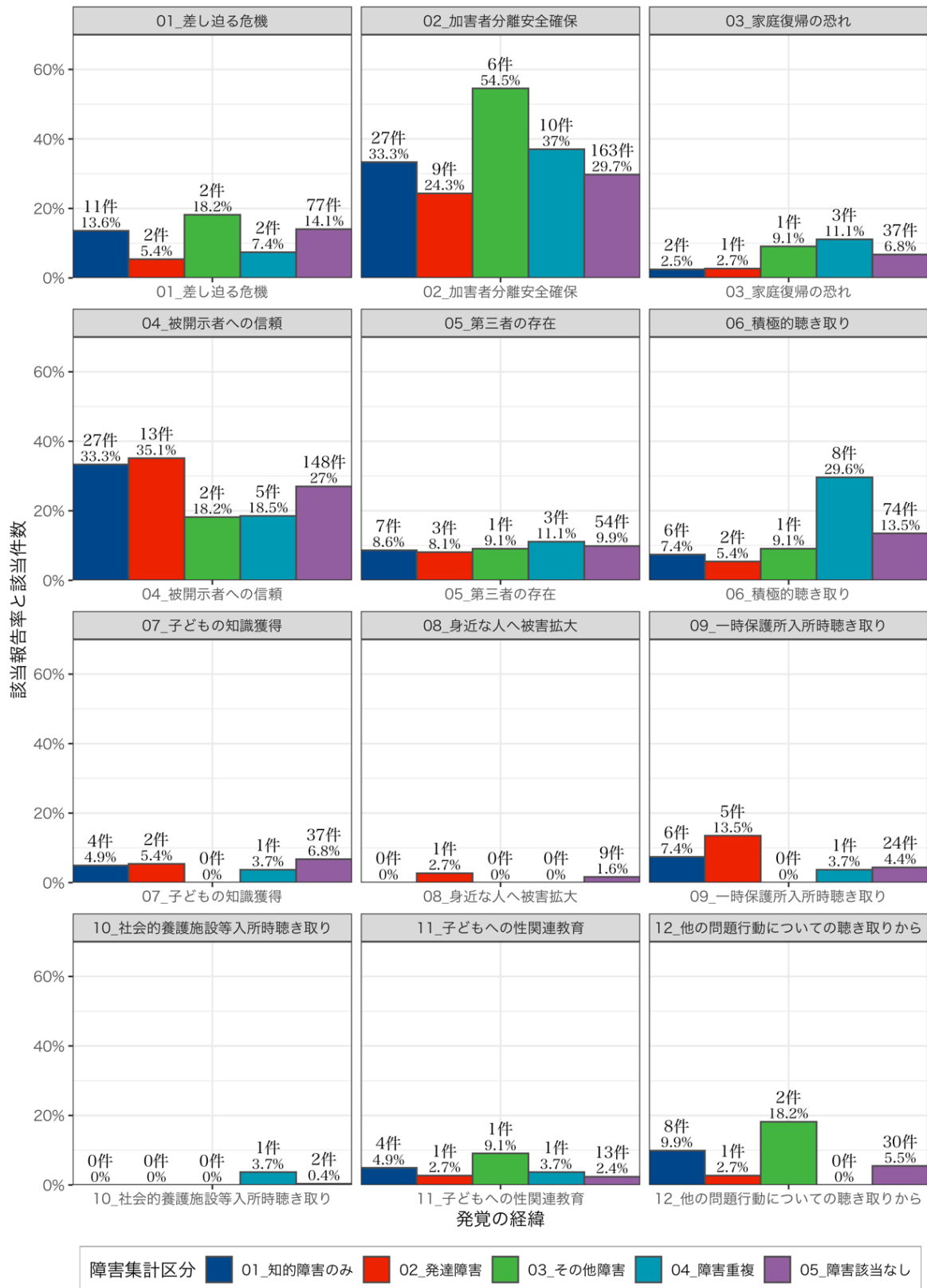


図 16.34 障害のある子どもの被害事例：開示の契機・想定される背景要因

障害のある子どもの被害事例のうち、子どもからの開示が得られた事例における「開示にかかる情報量の変化」についての結果を図 13.35 に示す。特徴的な所見として、発達障害やその他の障害において、開示内容が縮小する傾向にあることが観察された。また、知的障害のある子どもについては、各種障害への該当報告がない事例と同様の傾向が見受けられた。

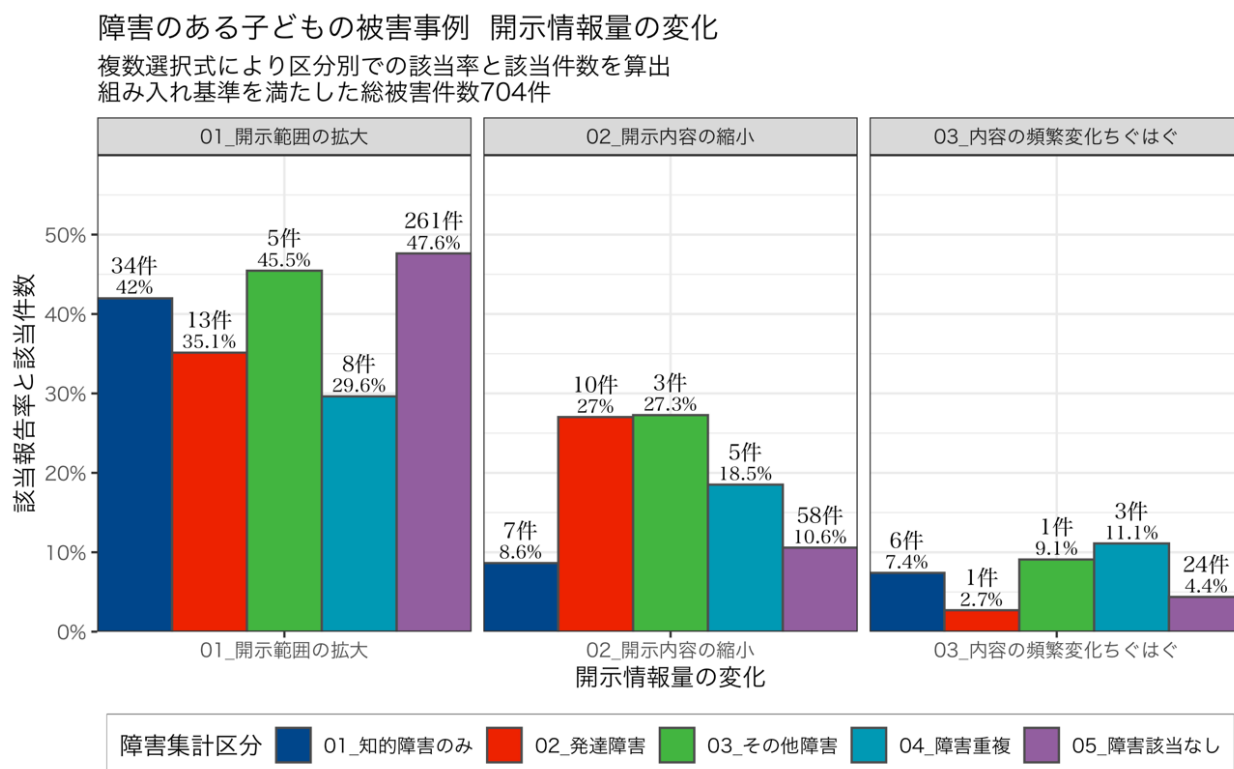
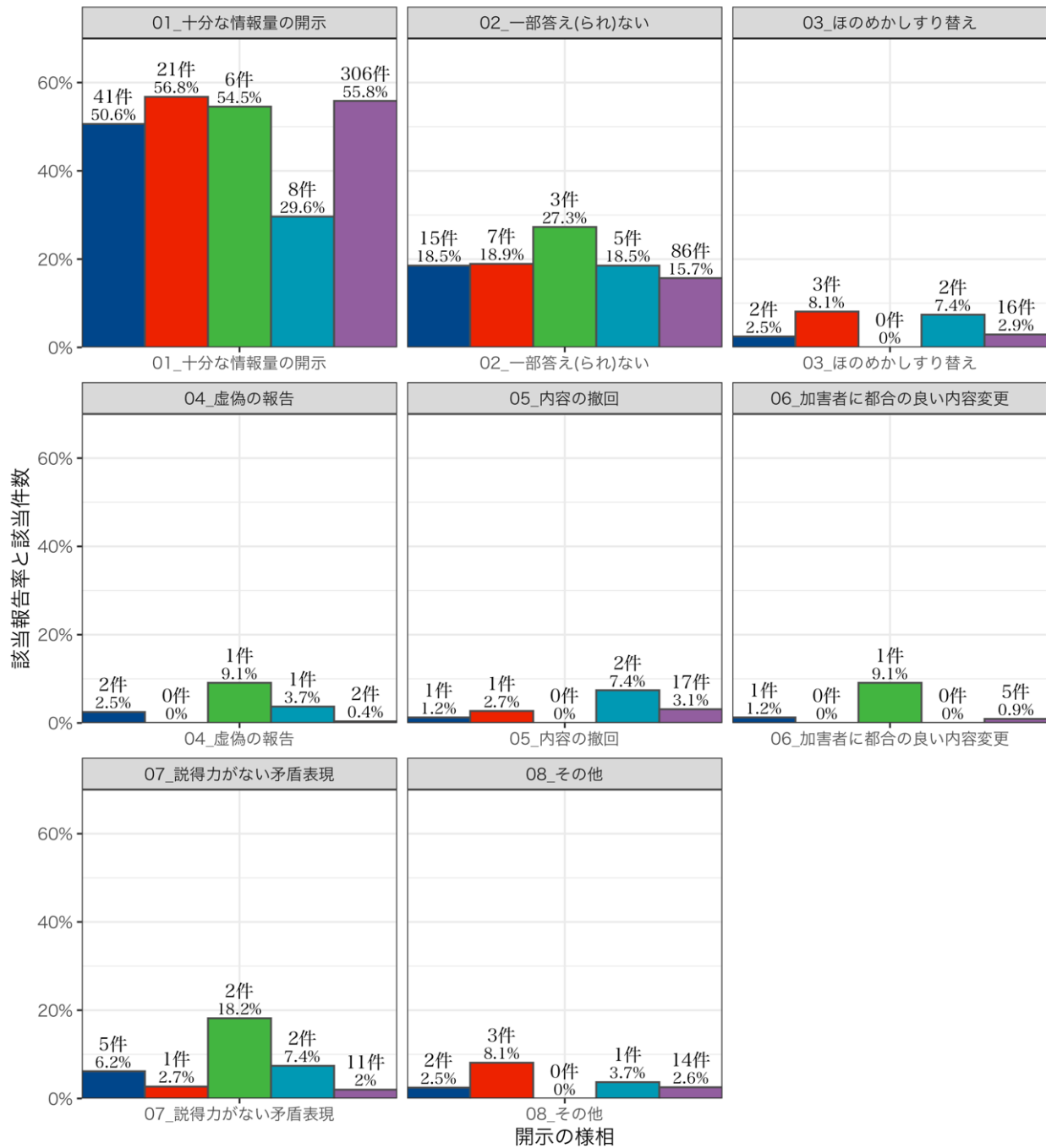


図 16.35 障害のある子どもの被害事例：開示情報量の変化

開示の様相に関しては、およそすべての集計区分で同様の傾向が見られ、「一部こたえられない」「ほのめかしやすすり替え」があるなど、障害の有無を問わず様々な状態への該当が認められた(図 16.36)。

障害のある子どもの被害事例 開示の様相

複数選択式により区分別での該当率と該当件数を算出
組み入れ基準を満たした総被害件数704件



障害集計区分 01_知的障害のみ 02_発達障害 03_その他障害 04_障害重複 05_障害該当なし

図 16.36 障害のある子どもの被害事例：開示の様相

16.3.10 各種所見該当状況一覧

ここまで、被害児童の障害に関する区分を利用した、多角的な集計を行なった。障害の有無を問わず類似する傾向と、区分による差異が部分的に認められる結果が得られた。被害内容や養育者の所見など、該当する内容は様々であり、多様な条件下で被害が発生していることが読み取られる。

本節では、「知的障害のある子どもの被害事例」と、「知的障害以外の障害がある子どもの被害事例」の二つにわけ、それぞれに含まれる事例の様相を一覧にして整理する。養育者に関する所見では、「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を実施した。また、被害児童に随伴する事項については、「障害」への該当項目を除外した。その結果、一覧化する項目として、(1)男女養育者の不在状況、(2)加害被害関係情報、(3)虐待や非行等の随伴問題、(4)被害内容、(5)男女養育者の所見、(6)養育環境等情報の6つを組み入れた。「知的障害のある子どもの被害事例」の一覧を図16.37に、「知的障害以外の障害がある子どもの被害事例」を図16.38に示す。

[illegible]

553

図 16.37 および図 16.38 では、障害のある子どもの家庭内性被害事例においても、多様なパターンがあることが示された。家族形態は、実父母家庭の場合やひとり親家庭の場合、ステップファミリーなど、いずれにも該当し、加害者(児)には、養育者以外にもきょうだいや祖父などが含まれた。

被害児童だけに対して加害が発生する場合もあれば、家庭全体に暴力的な支配が及んでいる例も想定された。被害内容も多岐に渡り、最も多い身体接触の他にも、性器性交や口腔性交、肛門性交といった身体的侵襲性の高いものや、性的刺激への暴露や被写体とするなどの非接触性の被害も含まれた。養育者の所見については、女性養育者の自己中心性・無視放置無関心といった所見への該当もあれば、暴力的な統制がある場合、あるいは通告により傷つきを抱えているといった例も見受けられる結果となった。

16.4 考察

本章では、障害のある子どもの家庭内性被害について、その基礎的な情報を集計した。知的障害や発達障害の該当率は、女兒よりも男児の被害例で高いなど、障害の有無で差異が認められる所見が部分的に存在したものの、その他の多くの観点からは共通した傾向が見受けられる結果となった。

被害の発生状況は多様であった。各種所見への該当状況について、同一の組み合わせを持つ類似事例は大多数で見受けられない。しかし、「子どもの障害のみ」に該当する事例は少なく、障害の背景に何らかの課題所見が随伴する様相が、大多数の事例で確認された。なお、本事業の調査では、性被害の発生に関わるすべての観点を測定できてない。測定範囲外にあって、定量化されていない課題所見が随伴する可能性がある。当該限界を踏まえた上で結果を鑑みれば、「障害のある子どもの家庭内性被害は、被害児童の障害だけに起因するものではなく、背景にある他の課題所見と相まって発生する」ものと捉えられる。具体的には、被害児童に対するネグレクトや身体的・心理的虐待が、過半数を超えて随伴していた。被害児童の障害は、こういった特定条件下においてのみ、性被害発生リスク要因であると捉えられるものかもしれない。

ただし、このとき、養育環境等の背景条件にかかわらず「子どもの障害を一つのリスク要因」と見立てて、「被害の発生を懸念する」、「予防的支援を展開する」、「障害に配慮した専門的対応を講じる」ことには、大きな意義があると考えられる。

例えば、本事業の調査で報告された子どもの家庭内性被害において、組み入れ基準を満たした704件の事例中106件(15.1%)で、被害児童に知的障害の該当報告が認められた。本事業の調査は、無作為調査ではなく、児童相談所および市区町村で対応された被害事例の中から、回答者の任意で選択された事例の情報を収集したものである。したがって、当該該当率をもってして「知的障害をもつ子どもは性被害を受けやすい」等と結論することは叶わず、「報告された事例に、偶然

15%程度の被害例が含まれた」、「障害のある子どもの場合は、支援機関につながり、被害が把握されやすい」などの可能性も含まれている。しかし、その一方で、知的障害を有する子どもが、関係機関で対応される家庭内性被害事例の一角を成していることは確かな事実である。障害のある子どもに対する配慮を性被害の支援や対応の中核に組み入れて、その在り方について検討することの必要性を示すには十分な根拠となるだろう。子どもの障害と性被害との関係についても、より詳細に、継続した検討が必要な課題であると言える。

また、知的障害のある子どもの被害事例では、被害児童に障害のない事例と比較して「母子家庭に内縁男性の同居がある」という家族構成での該当率が高い傾向があることが観察された。当該環境下での被害と、子どもの障害との間に、どのような関係や関連性があるのかについては、本事業の調査結果からは明確に説明されない。しかし、家族構成と子どもの障害という視点から、被害の可能性を予測するための、手がかりになる知見としての活用可能性がある。潜在化する被害の早期発見の視座から、より詳細な検討を加える必要があるだろう。